

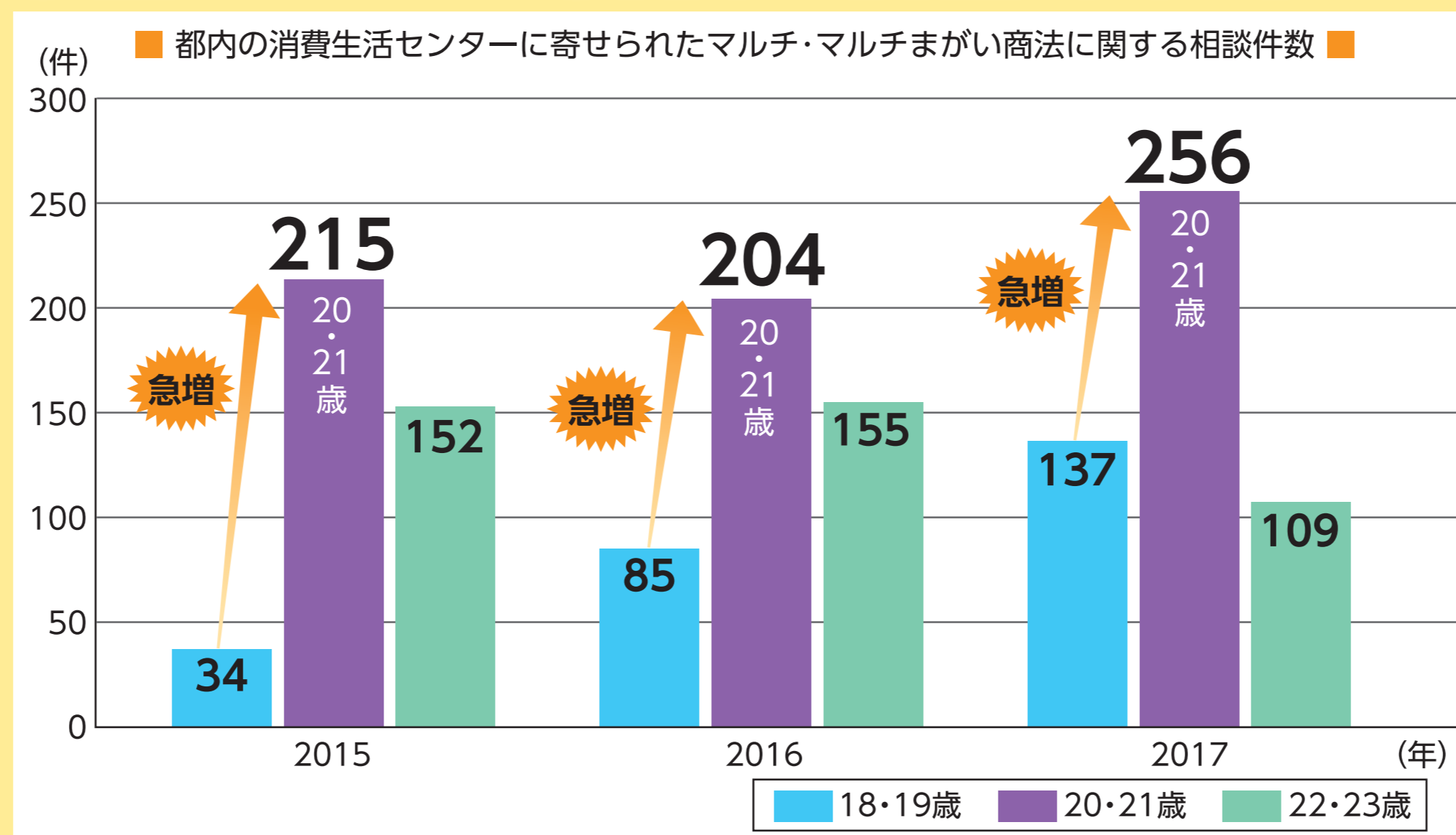
成年年齢
引下げで

18歳のボクが!? ワタシが!? 悪質商法のターゲットに!

うちの子が!? 孫が!? 私の生徒が!?

毎年、成人になりたての20歳・21歳の若者から、
マルチ商法を始め多くの相談が寄せられています。
今後の成年年齢引き下げにより、
18歳・19歳からの相談の増加が懸念されます。

高校3年生がマルチ商法に勧誘されるリスクも!



これまで若者を守っていた 「未成年取消権」が使えなくなると……

※未成年者が保護者(親権者)の同意無く結んだ契約は、原則として親権者または未成年者本人が取り消すことができます。

一気に消費者被害が広がる恐れが!



若者の消費者被害を防止するために……

- 契約のルールを学び、契約の意味や責任をしっかりと理解しよう!
- 悪質商法の手口を知って、甘い誘いには乗らないようにしましょう!
- 契約トラブルなどで困ったことがあったら、

消費生活センターに相談しよう!

[消費者ホットライン] 局番なしの**188**(いやや!)

※お住まいの近くにある消費生活相談窓口につながります

